

令和四年八月三日提出
質問第二六号

国道三号八女・広川バイパスに関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

国道三号八女・広川バイパスに関する質問主意書

国道三号八女・広川バイパスに関し、次のとおり質問する。

一 計画前（道路交通調査前）について

1 地元自治体、地元選出議員その他の地元関係者から同バイパス建設について、何らかの要望が国土交通省に行われたか。ある場合、具体的に答弁ありたい。

2 政府として計画を作成することを決定した理由は何か。県道久留米・立花線の事業が進行しており、同県道整備が完了すれば、新規バイパス建設は不要であるとの指摘があることを踏まえ、答弁ありたい。

3 国土交通省職員は、同バイパスに関する秘密について、国家公務員法第百条の規定（秘密を守る義務）を遵守したか。また、当時の国土交通省政務三役は、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範1（8）の規定（秘密を守る義務）を遵守したか。

二 計画について

1 比較路線の設定は、どのように行われたのか。

2 それぞれの比較路線について、費用便益比（B/C）の算出結果はどうか。三便益（走行時間短縮、走行費用減少、交通事故減少）それぞれについて答弁ありたい。その際、県道久留米・立花線の事業が完了することも念頭に入れていたかについても答弁ありたい。

3 一般論として、道路建設に際して、極力、対象地域から学校を外すことが望ましいと考えるがどうか。また、同バイパスについて、広川町立上広川小学校が含まれる可能性についてどう考えているか。

4 現時点で想定している計画が、将来変更され、同バイパス建設に必要な予算が増大することはあり得ると考えているか。

5 この質問主意書提出時において、地元住民への説明は十分に行われ、その理解が得られていると認識しているか。

三 今後について

同バイパス事業の現状及び今後の見通しについて、政府としてどのように認識しているか。現時点で想定しているスケジュールについても併せて答弁ありたい。

右質問する。